

アパレル業界における
原産国表示マニュアル

第2版

2023年12月
一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会
品質管理・消費者対応委員会
品質管理小委員会

はじめに

外国語表記でのブランドが多いアパレル業界では消費者保護の観点から、これまで大半の製品に原産国表示を実施してきましたが、輸入製品の生産のあり方も多様化していることから、原産国表示の考え方についてより明確化する必要性が生じました。

このため、日本アパレル・ファッション産業協会は、2004年に原産国表示対策WG委員会を設置し、原産国の定義と運用について日本繊維輸入組合の原産国WG委員会と協議を重ね、検討を行いました。

一方、2005年5月には、経済産業省の指導の下、繊維関連27団体が参加して「繊維製品の原産国表示に係わる研究会」が設置され、業界宣言「繊維製品の適正な原産国表示の推進に向けた繊維業界の取り組み」が策定され、報告書「原産国表示のあり方について」をまとめました。

当協会は、上記業界宣言に賛同し、法令順守、消費者保護の立場から業界標準としての指針を検討し、2006年3月に「アパレル業界における原産国マニュアル」の初版を作成し、原産国表示の更なる推進を行ってまいりました。

今では、多くのアパレル製品に原産国表示がなされておりますが、初版発行より、17年が経過し、各社の生産背景・生産品種はさらに多様化し、またサプライチェーンの透明化がすすんでいる現状を鑑み、今回あらたに、多くのアパレルが取り扱う服飾雑貨を中心に、アイテムを追加し、第二版を作成いたしました。

今後は、このマニュアルをもとに全てのアパレル製品に適正な原産国表示を行っていただく事を切にお願いいたします。

2023年12月吉日

一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会
品質管理・消費者対応委員会 品質管理小委員会

目 次

I. 原産国定義マニュアル

1.	原産国表示の現状	3
2.	今後の課題と対応策	3
3.	雑貨工業品と革製衣料、毛皮衣料	4
	アパレル原産国定義マニュアル	5
資料1	業界宣言	7
資料2	輸入衣料品等の原産国表示適正化のための指針	8
資料3	革製衣料及び毛皮衣料の表示について	11
資料4	原産国の定義と不当な表示に関する法令	14

I. 原産国定義マニュアル

1. 原産国表示の現状

原産国の不当な表示の禁止は「不当景品類及び不当表示防止法」、「不正競争防止法」、「商標法」、「関税法」の中で規定されています。

特に「不当景品類及び不当表示防止法」では、消費者に誤認を与える不当な表示が禁止され、不当な表示による顧客の誘引から消費者を守っています。

法律的には消費者に誤認を与える表示をしてはいけないということであって、原産国表示を義務付ける法的な規制はありません。誤認されるおそれがないければ原産国を表示する必要はなく、また、原産国表示を法令で義務付けることは、WTOのTBT協定により強制規格に該当し、輸入障害となることから困難な状態にあります。

アパレル業界では外国語表記のブランドが多く、消費者に誤認を与える可能性が高いことから、原則として、原産国表示を全ての商品に行うことが求められています。

また、アパレル製品は、海外からの製品輸入が大半を占め、生産加工工程がグローバル化し、複数の国が生産に係わることも多くなってきたことから、原産国表示の考え方について明確化する必要がありました。

当協会は、法令遵守、消費者保護の立場から業界標準としての指針を検討し、「アパレル業界における原産国マニュアル」の初版を作成し、原産国表示の更なる推進を図ってきました。

最近では、アパレルにおいても、SDGs やサステナブルがキーワードとなっています。

SDGs への対応として、各企業がサプライチェーンの透明性の確保に取り組み、生産工程を把握、管理することが求められており、あわせて、原産国についても、誤認を与えることがないように、適切に表記することが求められています。

また、サステナブルファッションとして、リユース・リメイク・アップサイクル製品等に取り組む事例が増えてきており、生産履歴、トレーサビリティの確認が容易ではない製品における原産国表示が課題となっています。

特に、リメイク・アップサイクル製品については、商標権などの知的財産権を侵害しないことが前提となります。サステナブルなファッションへの取り組みは各企業の重要な課題ですが、他者の権利を侵害することがないように、留意する必要があります。

2. 今後の課題と対応

業界として自主的に適切な原産国表示を推進するためには、原産国の定義や原産国確認の手続きを共通化することが必要となります。

そこで当委員会では繊維製品と雑貨品について原産国を決定する工程はどこか

をアイテムごとに検討し、第2版を作成するにあたり多くのアパレル企業が取り扱う服飾雑貨を中心に、新しいアイテムを原産国定義マニュアルに追加しました。

なお、当マニュアルを作成するにいたった経緯として、「業界宣言」（資料1）、および「輸入衣料品等の原産国表示適正化のための指針」（資料2）を初版に引き続き掲載しました。

資料2については、過去、原産国の誤表記について検討した結果、商社企画の製品を仕入れたケースに発生しやすいことが判明したため、日本繊維輸入組合とマニュアルの作成と原産国確認や情報開示の方法について検討し、その結果を日本繊維輸入組合がまとめ、指針として発表したものです。商社との原産国確認の方法としてご活用ください。

3. 雑貨工業品と革製衣料、毛皮衣料

アパレル業界ではブランド政策の充実とSPA形態の拡大に伴い、雑貨工業品の取扱いが増加しています。そのため雑貨工業品についての原産国の考え方をアパレル業界として検討し掲載していますが、専門業界の考え方を排除するものではありません。

また、革製衣料及び毛皮衣料については、全国皮革服装協同組合と（社）日本原毛皮協会が取りまとめた定義（資料3）を参考として初版に引き続き掲載しました。

アパレル原産国定義マニュアル

	アイテム	原産国決定の工程	備考
繊維製品	布帛・ジャージ衣類	縫製	① ボタン付けや付属品の追加縫製は実質的な変更とならない ② リンキング国が異なり、リンキングを行うことで明らかに付加価値を与える場合でリンキング国を表記する場合は工程ごとの2カ国を表示 例：編立 中国製 リンキング 日本製
	ニット衣料(縫製仕様)	縫製	
	ニット衣料(リンキング仕様)	編立	
	ニット衣料(ホールガーメント)	編立	
	パンティストッキング・タイツ	縫製	
	ネクタイ	縫製	
	ファンデーション・下着類	縫製	
	パジャマ	縫製	
	エプロン	縫製	
	カバー(毛布・布団・枕)	縫製	
	ベッドスプレッド	縫製	
	水着	縫製	
	手袋	縫製	
	帽子	縫製	① ニット製は編立した国を原産国とする ② フェルト製は成型した国を原産国とする
	靴下・ストッキング	編立	リンキングやロソは実質的な変更とならない
	ハンカチ・タオル・手ぬぐい	先染め→製織・編立 後染め→染色	① 裁ち端の縁かがりや三巻しただけのものは縫製工程とならず原産国とはならない ② 製品完成後、後加工や特殊加工を行った場合(例：抗菌防臭加工等)は、後加工国、特殊加工国を併記しても良い
	カーテン		
	マフラー・スカーフ・ショール・ストール		
	テーブル掛け		
	風呂敷		
床敷物			
毛布・ひざ掛け			
敷布(シーツ)			
敷布(ボックスシーツ)	縫製		

雑貨品	サングラス・めがね	レンズの製造工程と枠の製造工程の両方	国が異なる場合は2カ国表示 例：枠 中国製 レンズ 日本製
	ベルト・サスペンダー	価格に反映する実質的な価値となる工程を行った国。 (本体の皮革や装飾性に価値があればそれぞれのものを製造した国)	紛らわしい場合や判断に困る場合は工程ごとの国名を表示する 例：バックル 日本製 本 体 アメリカ製 組 立 日本
	傘	組立(特に傘骨と生地を結合して形となった工程)	
	アクセサリー(ネックレス、指輪、ピアス等)	組立及び全体をメッキ加工した工程	繊維製品は縫製した国を原産国とする
	時計	ムーブメントの組立(貴金属類や宝石を施した高級なもの、防水等の特殊なもの(防水構造のケースを指す)は、ムーブメントの組立と側又はバンドの製造工程)	国が異なる場合は2カ国表示 例：ムーブメント 日本製 側 イタリア製
	鞆	縫製または組立	繊維製品は縫製した国を原産国とする
	財布・小物入れ	縫製または組立	繊維製品は縫製した国を原産国とする
	靴	甲と底材を接着、縫製等で結合した工程	

業 界 宣 言

「繊維製品の適正な原産国表示の推進に向けた繊維業界の取り組み」

平成 17 年 8 月 29 日

＜参加 27 団体名＞

(社)日本アパレル産業協会、日本被服工業組合連合会、日本輸出縫製品工業協同組合連合会、日本アパレルソーイング工業組合連合会、日本布帛製品工業組合連合会、全日本婦人子供服工業組合連合会、(社)日本ボディファッション協会、日本毛織物等工業組合連合会、日本絹人織織物工業組合連合会、日本綿スフ織物工業組合連合会、日本織物中央卸商業組合連合会、日本タオル工業組合連合会、日本タオル卸商連合会、日本毛布工業組合、(社)日本インテリアファブリックス協会、日本ふとん製造協同組合、(社)日本フェルト協会、日本テントシート工業組合連合会、日本ニット工業組合連合会、日本ニット中央卸商業組合連合会、日本靴下工業組合連合会、日本手袋工業組合、日本繊維輸入組合、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、(社)日本専門店協会
日本繊維産業連盟

各団体の会員企業は、CSR（企業の社会的責任）の立場から、その商品がどこで作られたかを消費者に伝えるため、原則として全商品に、原産国表示を行っているが、その正確性を担保すべく会員企業に対し以下のことを実施するよう求めていくこととする。

1. 法令の遵守

不当景品類及び不当表示防止法、商標法、不正競争防止法、関税法の各法令に定められた原産地の不当表示の禁止に係る規定の遵守の一層の徹底を図る。

2. 原産国表示の推進

日本製品については、日本製と原産国表示を行うことをはじめ、原則として全ての製品について原産国表示を行うよう努める。

3. 原産国表示にあたってのマニュアルの整備

原産国表示については、原産国定義マニュアルと誤表示を防止するための運用ガイドラインの整備を図る

以 上

輸入衣料品等の原産国表示適正化のための指針

2005 年 2 月 10 日

日本繊維輸入組合

1. はじめに

本指針は、日本繊維輸入組合（以下「組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）が外国から輸入する衣料品及びその他の商品につき、原産国に関する表示の適正化をはかるために、組合が作成したものである。本指針は、輸入衣料品等の原産国表示の適正化に資する為の指針、方法を組合又は組合員に対して示すものである。

2. 原産国の定義とその周知徹底

（1）原産国の定義

- 衣料品及びその他の商品（以下「衣料品等」という。）の原産国の定義は、公正取引委員会告示第 34 号（昭和 48 年 10 月 16 日）、公正取引委員会事務局長通達第 12 号（昭和 48 年 10 月 16 日）及び公正取引委員会事務局長通達第 14 号（昭和 48 年 12 月 5 日）の定めるところによる。
- 公正取引委員会事務局長通達第 14 号に定めのない品目については、関税法基本通達（68-3-5）に準拠する。

（2）原産国の定義の周知徹底

- 組合は、上記告示及び通達の定義に基づき、衣料品等の原産国の定義に関するマニュアル（以下「本件マニュアル」という。）を作成し、組合員に配布して、衣料品等の原産国の定義に関する組合員の周知徹底をはかる。
- 組合は、本件マニュアルを英語などの外国語に翻訳し、これを組合員に配布する。組合員は、本件マニュアルを用いる等して、日本における衣料品等の原産国の定義に関し、当該組合員の外国の取引先（以下「外国取引先」という。）の理解を求める。

3. 輸入衣料品等の原産国確認の原則的方法

組合員は、原則として、外国取引先からの説明、外国取引先等との間の契約書又は貿易関係書類等を通じて原産国に関する情報を入手し、それを国内の取引先

(以下「国内取引先」という。)に伝達する。組合員は、外国取引先からの説明や契約書等を通じて原産国の確認を行うが、原則的な確認方法及び補足手続の実施例は以下のとおりとする。

- (1) 組合員は、衣料品等の輸入契約を締結する際、またはオーダーを発注する際に、契約書等に記載された原産国を必ず確認する。
- (2) 組合員は、衣料品等を輸入(受領)する際に、インボイス等の貿易関係書類に記載された原産国を確認し、契約書等の記載内容等と照合する。
- (3) 以上の確認により、原産国の記載に齟齬がある等客観的に当該衣料品等の原産国につき疑義が生じた場合には、組合員は、外国取引先に対し、文書等で原産国の照会、確認を行う。
- (4) 組合員が、上記(1)乃至(3)を通じて確認した原産国が異なるとの情報を得た場合(但し、当該情報を得た当時の客観的状況から当該情報が十分信用できるものと認められる場合。)は、組合員は、原産国を確認するため、自ら又は第三者に委託して、適当と認められる調査を行う。

4. 組合員から国内取引先に対する情報開示

- (1) 組合員が国内取引先から委託を受けて国外で衣料品等の生産を行い、これを輸入する場合、又は国内取引先自らが外国から買い付けた衣料品等の輸入を代行する場合
 - この場合、原産国に関する情報は、原則として、国内取引先と組合員が共有していると考えられる。そこで、特段の事情がある場合を除き、取引の過程で互いに情報が開示されているので組合員が、国内取引先に対し改めて原産国に関する情報を開示する必要はない。但し、取引の過程で、組合員が、国内取引先が認識していない原産国に関する情報を取得した場合は、これをすみやかに国内取引先に対して通知する。
- (2) 組合員が独自に衣料品等を輸入する場合
 - この場合、原産国に関する情報は、原則として、組合員が保有している。そこで、組合員は、第3項記載の方法によって確認及び取得した原産国に関する情報を、国内取引先に対して開示する。

- 国内取引先からの求めがあった場合、組合員は、原産国に関する情報が記載されている契約書、confirmation sheet、船積み関係書類、その他の書面いずれかを、当該国内取引先に対して開示する。

以上

資料3

「革製衣料及び毛皮衣料の表示について」

以下は、全国皮革服装協同組合と（社）日本原毛皮協会が取りまとめた定義を参考として掲載したものです。

I. 革製衣料

1. 革製衣料とは

- (1) 動物（牛、馬、羊、豚、鹿など）の原皮を、なめし加工、染色、仕上げ加工など各種処理を施した「革」を使用して、衣料にしたものです。
- (2) 家庭用品品質表示法では、牛、馬、羊、豚及び鹿の「革」を使用し、表面積のうち革の割合が50%以上の上衣、ズボン、スカート、ドレス、セーター、カーディガン、ジャケット、及びコートを対象としています。¹

2. 革製衣料の表示

- (1) 品質表示：「家庭用品品質表示法・雑貨工業品品質表示規定 16. 革製衣料」による¹
- (2) 原産国表示：表示を行う場合は「不当景品類及び不当表示防止法」による
- (3) 取扱い絵表示：家表法による表示は義務づけられていないが、表示を行う場合は家表法による

3. 表示法と表示例

- (1) 品質表示 （省略）
- (2) 原産国表示

- ① 景表法で規定している「原産国」とは、商品の内容について、実質的な変更をもたらす行為を行った国名または地名など（以下、場所という）をいい、革製衣料については「縫製」を行った場所を原産国としております。
- ② 革製衣料について原産国表示を行う場合は、原則として襟または内脇の部分に、表示が容易に読めるように縫着すること。ただし、リバーシブルの場合は、ポケットの内部などに縫着すること。
なお、止むを得ない場合は下げ札等に表示しても差し支えないものとする。
- ③ 下げ札についての原産国表示は家表法の規定のワク外に表示すること。²

- (3) 表示例（以下省略）

II. 毛皮衣料

1. 毛皮衣料とは

- (1) 動物（ミンク、フォックス、セーブル、ラム、ラビットなど）の毛皮をなめし加工、色合わせ、裁断、縫製、仕上げなどの各種処理を施した

¹ 家庭用品品質表示法では、雑貨工業品品質表示規程 16 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣において、表示方法を規定しています。

² 現時点では、「家表法の規定のワク外に表示する」決まりはありません。

「毛皮」を使用してコート、ハーフコート、ストール、襟巻き等にしたものです。

- (2) 繊維部分が家庭用品品質表示法の対象となっている毛皮ライニング付コートなど衣料品の裏面に上記の動物の毛皮をライニングとして付けるものや、襟や袖の一部に毛皮を使用した綿製コート（以下、毛付コートという）などを対象としています。

2. 毛皮衣料の表示

(1) 組成表示

- ①毛皮名の表示：表面の毛皮の毛皮名の表示は、原則として（社）日本原毛皮協会（現：一般社団法人日本毛皮協会）の「毛皮の品名表示に関する規定」により行うこととする。
- ②毛皮ライニング付コート、毛皮コートの表示：
毛皮名の表示は上記①に同じ。コートの繊維部分については、家表法による品質表示を行うこと。
- ③2種類以上の毛皮または毛皮と皮革などの他素材が使用されている場合の表示：
部分表示のできるものは部分表示を、部分表示が困難なものは製品の外観機能から見て主要な素材名の表示を行うこと。

(2) 原産国表示

- ①景表法で規定している「原産国」とは、商品の内容について、実質的な変更をもたらす行為を行った国名または地名など（以下、場所という）をいい、毛皮衣料については「縫製」を行った場所を原産国としております。
- ②表示を行う場合は、「不当景品類及び不当表示防止法」による。
- ③毛皮衣料について原産国表示を行う場合は、原則として製品の見やすい箇所に容易にはがれないように取りつけること。
ただし、表示方法について取引先より申し出がある場合は、当事者間で協議の上これを定めることとする。
- ④毛皮ライニング付コートや毛付コートなどの下げ札の原産国表示は、家表法の表示規定の枠外に記載すること。³
また、繊維部分と毛皮部分の原産国が異なる場合は、文言による表示を行うこと。

(3) 表示方法 （以下省略）

³ 現時点では、「家表法の表示規定の枠外に記載する」決まりはありません。

皮革毛皮製品（参考）

	ア イ テ ム	原産国決定の工程	備 考
	革製衣料	縫 製	<p>革の原産地を表記する場合は、素材名の横に〇〇産と入れるか、文言による表示をする</p> <p>例) 皮革：ラムシャイニー（スペイン産）</p> <p>原産国：日本</p> <p>例) アメリカ製のラムスキンを香港で縫製したものです。</p> <p>原産国：香港</p>
	毛皮衣料	縫 製	<p>① 毛皮の原産地を表記する場合は、原毛皮〇〇〇産とするかまたは文言による表示をする</p> <p>例) 原毛皮 ノルウェー産</p> <p>原産国 香港</p> <p>例) ノルウェー産のサファイヤミンクを香港で縫製しました。</p> <p>② 毛皮ライニング付コートや毛付コートで、繊維部分と毛皮部分の原産国が異なる場合は、文言による表示をおこなう。</p> <p>例) ライニング ニュートリア（ノルウェー産）</p> <p>原産国 台湾</p> <p>例) ライニングにノルウェー産のニュートリアを使用しました。</p> <p>台湾製</p>

原産国の定義と不当な表示に関する法令

原産国の不当な表示の禁止は、公正な競争の確保や消費者の利益保護という観点から「不当景品類及び不当表示防止法」「不正競争防止法」「商標法」「関税法」の中でそれぞれ規定されていますが、基本となっているのは「不当景品類及び不当表示防止法」です。

以下に参考として関連する法令を掲載しました。

1. 不当景品類及び不当表示防止法

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号にいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種もしくは類似の商品もしくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種もしくは類似の商品もしくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2. 商品の原産国に関する不当な表示

(昭和 48 年 10 月 16 日公正取引委員会告示第 34 号)

「不当景品類及び不当表示防止法」第四条第三号の規定により、商品の原産国に関する不当な表示を次のように指定し、昭和 49 年 5 月から施行する。

1. 国内で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別

することが困難であると認められるもの

- 一 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
2. 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であって、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
- 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

- 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう。
- 2 商品の原産地が一般に国名よりも地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、その原産地を原産国とみなして、この告示を適用する

3. 「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について

(昭和48年10月16日事務局長通達第12号)

公正取引委員会の決定に基づき、「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年公正取引委員会告示第34号)の運用基準を次のとおり定めたので、これによらばたい。

「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準

- 一 告示第一項第一号及び第二項第一号の表示には国名又は地名の略称又は通称、地域の名称、国の地図などの表示が含まれる。(例えば「USA」、「イギリス」「England」「ヨーロッパ」など)
- 二 外国の国名又は地名を含むが、日本の事業者の名称であることが明らかな表示は、告示第一号第一項の表示に該当しない(例えば「〇〇屋」など〔〇

○は外国の国名又は地名))

- 三 外国の国名、地名又は事業者の名称等を含むが、商品の普通名称であって、原産国が外国であること示すものでないことが明らかな表示は、告示第一項第一号又は第二号の表示に該当しない（例えば、和文による「フランスパン」「ロシアケーキ」「ボストンバッグ」「ホンコンシャツ」などの表示）
- 四 告示第一項第二号及び第二項第二号の「・・・国の事業者」とは、その国に本店を有する事業者をいう（例えば、日本に本店を有する事業者は、いわゆる外資系の会社であっても、告示第一項第二号の「外国の事業者」に含まれない。）
- 五 告示第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号の表示は、和文によるか、外国の文字によるかを問わない。
- 六 次のような表示は、告示第一項第三号の表示に該当しない。
 - (一) 外国の文字で表示（ローマ字綴りによる場合を含む。）された国内の事業者の名称又は商標であって、国内で生産された商品（以下「国産品」という。）に表示されるものであることを一般消費者が明らかに認識していると認められるものの表示
 - (二) 法令の規定により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いることができるものとされている表示（例えば、「ALL WOOL」、「STAINLESS STEEL」など）
 - (三) 一般の商慣習により、一般消費者に対する表示として、日本語に代えて用いられているため、日本語と同様に理解されている表示（例えば、「size」、「price」など）
 - (四) 外国の文字が表示されているが、それが模様、飾りなどとして用いられており、商品の原産国が外国であることを示すものでないことが明らかな表示（例えば、手下げ袋の模様として英文雑誌の切り抜きを用いたもの）
- 七 告示第一項各号の表示であっても、次のような方法で国産品である旨が明示されている場合は、本運用基準第八項の場合を除き、告示第一項の不当な表示に該当しない。
 - (一) 「国産」、「日本製」などと明示すること。
 - (二) 「〇〇株式会社製造」、「製造者〇〇株式会社」などと明示すること。
 - (三) 事業者の名前が外国の文字で表示されている場合（ローマ字綴りによる場合を含む。）は、日本の国内の地名を冠した工場名を（地名を冠していない工場名の場合は、その所在地名を附記して）これを併記して明示すること。
 - (四) 目立つようにして「Made in Japan」と表示すること。
- 八 告示第一項各号の表示がされている場合であって、前項の表示をしても、

なお、その商品の原産国がいずれであるかが紛らわしいときには、これらの表示とともに、外国の国名等とその商品との関係を和文で明示しなければ、告示第一項の不当な表示に該当するおそれがある。

注 例えば、「Fabric made in England」「Material imported from France」又は単に「Italy /Japan」などと表示されている場合、「日本製、生地は英国製」、「原材料をフランスから輸入し、〇〇株式会社△△工場で製造」、「イタリアのデザインにより、〇〇株式会社で縫製」などと表示すればよい。

- 九 本運用基準第七項及び前項による原産国を明らかにするための表示は、次のように行うものとする。
- (一) 原則として、告示第一項各号又は第二項各号の表示がされている表示媒体に明示する。
 - (二) 告示第一項各号又は第二項各号の表示が、商品、容器、包装又はこれらに添付した物(ラベル、タグなど)にされている場合は、目立つようにして行うならば、これらのうち、いずれの物に表示してもよい。
- 十 次のような行為は、告示備考第一項の「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれない。
- (一) 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと。
 - (二) 商品を容器に詰め、又は包装をすること。
 - (三) 商品を単に詰め合わせ、又は組み合わせること。
 - (四) 簡単な部品の組み立てをすること。
- 十一 本告示の運用に関し、必要がある場合は、品目又は業種ごとに細則を定める。

4. 「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則

(昭和 48 年 12 月 5 日事務局長通達第 14 号)

改正 昭和 52 年 12 月 16 日事務局長通達第 20 号

改正 昭和 56 年 6 月 29 日事務局長通達第 3 号

「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和 48 年公正取引委員会告示第 34 号)の運用基準第十一項に基づき、同告示備考第一項に定める原産国の定義に関する運用細則を左記のとおり定める。

記

「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則

次の表の上欄に掲げる品目についての告示備考第一項の「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」は、それぞれ、当該下欄に掲げる行為とする。

品 目（抜粋）		実質的な変更をもたらす行為
衣料品	織物	染色しないもの及び製織前に染色するものにあつては製織。製織後染色するものにあつては染色。ただし、製織後染色する和服用絹織物のうち、小幅着尺又は羽尺地にあつては製織及び染色。 （注）「小幅着尺又は羽尺地」には、小幅着尺及び羽尺地が連続したもの、小幅着尺又は羽尺地がそれぞれ二以上連続したもののその他小幅着尺又は羽尺地より丈の長いものであつてこれらと同様の用に供せられるものを含む
	エンブroid リーレース	刺しゅう
	下着 寝着 外衣（洋服 婦人子供服 ワイシャツ 等） 帽子 手袋	縫製
	ソックス	編立
身のま わり品	かわ靴	甲皮と底皮を接着、縫製その他の方法により結合すること。
雑貨	腕時計	ムーブメントの組立。ただし、側又はバンドが重要な構成要素となっている高級腕時計及び防水などの特殊な腕時計にあつては、ムーブメントの組立及び側又はバンドの製造。 （注）ただし書の腕時計において、ムーブメントの組立が行われた国と側又はバンドの製造が行なわれた国とが異なるときは、原産国は、二国となる。

5. 関税法

第七十一条

原産地について直接もしくは間接に偽った表示又は誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、輸入を許可しない

6. 不正競争防止法

第二条

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

- 二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

アパレル業界における
産国表示マニュアル

初 版 2006 年 3 月

第2版 2023 年 12 月

一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会
品質管理・消費者対応委員会
品質管理小委員会

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-8-6
太陽生命ひまわり日本橋ビル 5 階

(無断転載を禁ずる)